

再就職等監視委員会における事務処理について

平成24年3月28日
再就職等監視委員会決定
令和2年6月9日最終改正

(総則)

第1条 再就職等監視委員会(以下「委員会」という。)における事務処理については、他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長による処理)

第2条 委員長(委員長に事故がある場合にあっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。)第106条の7第4項の規定により委員長の職務を代理する委員。以下同じ。)は、次に掲げる事項及び委員会の議決により特に指定した事項を委員会の名で処理することができる。この場合において、委員長は、次の委員会の会議において、当該処理について報告しなければならない。

- 一 法第106条の17第2項(法第106条の18第2項(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第54条第1項及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の8第1項において準用する場合を含む。)、通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき調査の経過について報告を求め、若しくは当該報告を受け、又は意見を述べること。
- 二 法第106条の16、第106条の17第3項(法第106条の18第2項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第106条の21第2項(これらの規定を通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき任命権者(自衛隊法第65条の8に規定する一般定年等隊員等に係る調査においては防衛大臣。以下同じ。)の報告を受けること。
- 三 法第18条の3第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は再就職等監視委員会令(平成20年政令第187号。以下「令」という。)第4条の規定に基づき関係行政機関の長その他の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること。

(再就職等監察官による処理)

第3条 常勤の再就職等監察官(以下「監察官」という。)は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の者に対し、法第18条の3第1項又は令第4条の規定に基づく、資料の提出、意見の開陳、説明その

他必要な協力を依頼することができる。

- 2 法第106条の14第2項第1号及び第2号に掲げる事務及び当該事務に相当する事務は、常勤の監察官がこれを処理するものとする。ただし、常勤の監察官が不在の場合は、委員長が指名する非常勤の監察官にこれを処理させることができる。
- 3 法第106条の14第2項第3号に掲げる事務及び当該事務に相当する事務に関しては、調査権限の行使については他の規則に定めるところにより委員長が指名する常勤又は非常勤の監察官がこれを行い、調査の実施に係る決裁その他の事務処理については常勤の監察官がこれを総括し、処理するものとする。

(事務局長による処理)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項及び委員会の議決により特に指定した事項を委員会の名で処理することができる。この場合において、事務局長は、当該処理をしたときは、速やかに、当該処理について委員長に報告しなければならない。

- 一 法第106条の17第1項（通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任命権者の通知を受けること。
- 二 法第106条の19又は第106条の20第1項（これらの規定を通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による調査の開始を決定した旨を任命権者に対し通知すること。
- 三 法第106条の20第3項（通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき調査の結果を任命権者に対し通知すること。
- 四 再就職等監察官証又は調査員証を発行し、交付すること。

附 則

この規則は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月9日から施行する。